



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

「確定申告」の提出について

給与所得の方は「年末調整」により1年間の所得税の調整が終了します。しかし、平成23年度中に医療費を多く支払った場合、寄附をした場合、震災等により資産に損失があった場合、株の売却損などがあった場合等は、確定申告を行うことで、所得税の還付を受けることができます。

医療費控除について

所得金額の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額を超えて医療費の支払いがある場合(保険金等の補てん分は控除)には、超えた分を「医療費控除」として所得の金額から控除することができます(最高限度額は200万円)。

通院のための交通費や、市販の風邪薬も対象になります。人間ドックなどの健康診断の費用は対象外ですが、健康診断の結果重大な疾病が発見されて、治療を受けた場合等は対象となります。いずれも領収書が必要です。

寄附金控除について(震災特例法含めて)

寄附を行った場合には、支出した寄附の金額と総所得の40%のいずれか低い金額から2,000円を控除した金額を所得から控除することができます(義援金として寄附をした場合は、総所得の80%)。

一方、被災者の支援活動に対する寄附に関しては上述の「所得控除」の他に、税額を直接減額できる「税額控除」の選択をすることができます。税額控除できる金額は、寄附金の金額から2,000円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25%が限度)です。

雑損控除について

災害又は盗難等により、資産に損失を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。生活に通常必要な住宅、家具、衣類などが適用となり、事業用資産や価額が1個30万円を超える貴金属は対象にはなりません。

控除できるのは、損失金額から、総所得金額の10%又は災害関連支出金額のうち5万

円を超える金額を控除した金額のいずれが多い方です。また損失額が多額で控除しきれない場合には、3年間(東日本大震災の場合5年間)繰り越せ、翌期の所得と相殺できます。

災害関連支出金とは災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用のことをいいます。

株式に係る譲渡所得等について

上場株式を証券会社の「源泉徴収ありの特定口座」にて運用している場合、配当金・株式の売却益等を受け取る際に10%(所得税7%、住民税3%)源泉されます。

しかし、複数の特定口座をもち、株式の売却損がある場合には、確定申告を行うことで、損益を通算して税金を軽くすることが可能です。また、売却損が大きい場合には、その損失を3年間繰り越すことができます。

確定申告は個人の方の所得を確定する大事な手続きです。ぜひ皆様領収書をきちんと整理しなおして、申告をしていただければと思います。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

未払い残業代をめぐる裁判例と

未払い残業の現状

裁量労働制と未払い残業代

コンピューター会社でSEとして働いていた男性が、裁量労働制を適用されていたものの、実際には裁量外の労働を行っていたとして、会社に対して未払い残業代など(約1,600万円)を求め、京都地裁に提訴していましたが、同地裁は、会社側に約1,140万円の支払いを命じる判決を下しました(10月31日)。

判決理由で裁判官は、裁量労働制が適用されるSEであったが、ほとんど裁量が認められないプログラミングや営業活動等に従事していたと判断して、「裁量労働制の要件を満たしているとは認められない」としました。

双方代理人弁護士のコメント

男性側の代理人弁護士は「裁量労働制を採用していたのに適用せず、残業が認められたのは珍しいケース」とし、会社側の代理人弁護士は「SEの職務の実態を裁判所が理解していない。主張が受け入れられず残念」とし

ています。

割増賃金の不払い状況(厚生労働省発表)

平成22年4月から平成23年3月までの1年間の間に、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして労働基準法違反で是正指導を行った事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金を支払った企業数の発表がありました。

是正企業数は1,386企業(前年度比165企業増)、支払われた割増賃金合計額は123億2,358万円(同7億2,060万円増)、対象労働者数は11万5,231人(同3,342人増)と、いずれも増加しています。

なお、支払われた割増賃金の平均額は1企業当たり889万円(労働者1人当たり11万円)となっています。

会社員の「転職意識」はどうなっている?

株式会社日経HRでは、10月に「転職意識」に関するアンケート調査(1,442人が回答)

を実施し、先日、その結果が発表されました。

転職を考えた理由

まず、「なぜ転職したいと思ったのですか?」との質問に対しての回答では、「年収を上げたい」(39%)がトップとなりました。

別の調査(株式会社インテリジェンス)によれば、転職希望者の年収は、前年比で5万円減(平均449万円)となったとのデータもあります。減少は4年連続とのことです。

なお、以下、「会社の先行きが厳しく不安なため」(37%)、「会社の体質が自分に合わない」(32%)、「上司、同僚など人間関係の問題」(14%)、「職種を変えたい」(13%)、「業種を変えたい」(12%)が続いています。

転職時の最優先項目

「転職先を選ぶ際の最優先項目はどれですか?」との質問に対しては、「仕事内容」(55%)がダントツの1位となり、以下、「年収」(13%)、「勤務地」(9%)、「自身の成長」(7%)と続いています。



会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします。

Q 退職した社員が会社の金を使い込んでいたら？

一当社を2か月ほど前に退職した経理担当者が在職中に、会社の金を使い込んでいたことがわかりました。退職金の支払いも済んでいますが、会社としては何ができるのでしょうか。

A 懲戒解雇の可否

一この社員が会社を退職したのは、辞職か合意解約のどちらかですが、いずれであっても、社員と会社の間の労働契約は終了していますので、会社は元社員に対して遡って懲戒解雇することはできません。

退職金の返還請求

就業規則に「退職後に懲戒解雇事由が判明した場合には、退職金の一部または全部の返還を求めることができる」と定めている場合があります。判例は、退職後同業他社へ就職

する場合には自己都合による退職金の半額とする旨の退職金規定の合理性を認め、会社からの退職金半額の返還請求を認めています。とすると、上記の退職金に関する規定も有効と考えられ、会社はこの規定により元社員に対して退職金の一部または全部の返還を請求できることとなります。

会社としての対策

会社は就業規則に「退職後であっても懲戒解雇事由が判明した場合には、退職金の一部または全部の返還を求めることができる」旨の規定がなければ、このような規定を設けておきましょう。

もっとも、懲戒解雇事由が存在すれば直ちに退職金全額の返還請求をするということは、退職金の功労報償的性格から問題があります。そこで、労働者に永年の勤続の功を抹消してしまうほどの不信があった事実がなければ、退職金全額の返還請求の合理性はないと考えるべきでしょう。

今回のケースで会社に上記のような規定が

ある場合、使い込みの金額が退職金と比較して極めて少額であり、使い込みの期間も長期間にわたっていないような場合は、元社員に退職金全額の返還を請求することは難しいでしょう。

損害賠償

元社員は、会社に対する誠実義務に反して会社に損害を与えているので、会社が退職金の全部または一部の返還を請求できるか否かにかかわらず、会社は元社員に対して、損害賠償を請求することができます。

具体的な方策

会社は、退職金返還請求をするにせよ、損害賠償請求をするにせよ、手をこまねいては社員が行方不明になったり、退職金を使い果たして無資力になる可能性もあるので、直ちに元社員の預金の仮差押えや、資産調査をして仮処分をするなどの手を打たなければなりません。身元保証人への責任追及も検討しましょう。

i お知らせ

謹賀新年

皆さまのご支援・ご指導のおかげで無事新年を迎えることができました。昨年は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

復興特別税、復興財源確保法について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は被害が甚大で被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、未曾有の国難とされています。この未曾有の災害に対して、被災者および被災地の住民のみならず、今を生きる国民全員が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を果たしていくという事が必要不可欠であり、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的な復興を成し遂げていくことが求められています。

平成23年11月30日政府は東日本大震災からの復興費用等を賄う臨時増税である「復興特別税」や復興債の発行を盛り込んだ「復興財源確保法案」を成立させました。

これらについて今後汐留パートナーズ会計事務所が解説させていただきます。何かご質問等がございましたらお気軽にお問合せ下さい。



10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付＜前年7月～12月分＞ [郵便局または銀行]

31日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表＞の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出＜1月1日現在のもの＞ [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第4期分＞ [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、10月～12月分＞ [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://ameblo.jp/ferretgogo/>